後期高齢者医療制度の保険証と保険料

▶平成 25 年度の保険料を7月にお知らせします

均等割 【1人あたりの額】

47,709 円

+

所得割

【本人の所得に応じた額】

(保険料率)

(平成 24 年中の所得 - 33 万円) × 10.61%

100 円未満切り捨て

年間保険料

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。 ※所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

後期高齢者医療の保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。現在 ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了とな るため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、 お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、 住民課国保・後期高齢者医療係までお申し出ください。



新しい保険証の色は**ピンク色**です

限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の 有効期限も平成25年7月31日をもって満了となります。有効期限 は保険証と同じく1年間です。

- 引き続き交付対象に該当する方…7 月中に保険証とともに減額認 定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減 額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。
- 新たに必要となる方…下記の交付要件に該当することをご確認 の上、住民課国保・後期高齢者医療係へ申請してください。

	区分 I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当 する方
		世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
		老齢福祉年金を受給されている方
Ī	区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方



新しい減額認定証は**水色**です

問 北海道後期高齢者医療広域連合 合 (札幌市中央区南2条西14丁目)

☎ 011 − 290 − 5601

当別町住民環境部住民課 国保・後期高齢者医療係 **23** - 2467